

議案第74号

おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例（平成27年おいらせ町条例第31号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和元年12月5日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

2つの附属機関の見直しに伴い、所掌事項及び委員の定数等を改めるため提案するものである。

おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例（平成27年おいらせ町条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表第1 おいらせ町自治推進委員会の項所掌事項の欄中「町に提言する」を「町長に提言する」に改める。

別表第2 おいらせ町立学校給食センター運営委員会の項委員の定数の欄中「20人以内」を「10人以内」に改め、委員の構成欄中「学校長」を「学校関係者」に、「学校PTA会長」を「学校保護者代表者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。